

## 沖縄県座間味村阿嘉島方言

横山晶子（日本学術振興会／国立国語研究所）

### 1. 言語の概要

#### 1-1. 地理・系統・文化

阿嘉島は、沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉に属する。平成22年9月時点において、世帯数は166戸、人口は279名である<sup>1</sup>。農業、漁業のほか、ダイビングを中心とした観光業が島の主要産業となっており、1年に8万人近くの観光客が訪れる。

阿嘉方言は、琉球諸語－北琉球－沖縄－南沖縄方言に属する（琉球方言研究クラブ編1990）。

#### 1-2. 話者と危機度の度合い

今年度聞き取った情報によると、阿嘉方言を話せる世代は80代以上である。60代、70代は、那覇方言等の沖縄本島の方言を知っているものの、阿嘉方言特有の方言特徴を失っている。島民は就学や就業のために沖縄本島移住することが多い。また、島には観光業を中心とした移住者も多いため、共同体を中心とした伝統文化・言語の継承は困難に見える。今回調査を行った80代以上の話者2名も、普段は方言を使わないとっており、言語の状態は非常に危機的といえる。

#### 1-3. 主要な先行研究

公開されているものとしては、琉球方言研究クラブ編（1990）『阿嘉方言の音韻体系』、座間味村史編纂委員会（1989）『座間味村史』の中に方言の収録がある。管見の限り、映像や音声の記録はない。

### 2. 音韻論

#### 2-1. 音素

琉球方言研究クラブ編（1990）等によって、既に音素目録が提案されているが、報告者の分析では、先行研究よりコンパクトな音素目録になる見込みである。

<sup>1</sup> 座間味村インフォメーション <http://www2.vill.zamami.okinawa.jp/info/zamami.php>

音素を認定するために、(a) ミニマル・ペア (minimal pair) と、(b) 準ミニマル・ペア (Quasi-minimal pairs) を用いる。ミニマル・ペアをなす2語が存在する時、それらの語において異なっている言語音は、語の意味を区別する働きがある、すなわち「弁別的」であるとみなすことができる。このような場合、問題の2つの言語音は別音素に属すると考えることができる。

一方で、問題とする言語音によってのみ対立するミニマル・ペアがない時には、それぞれの言語音の分布環境を考察することによって音素を認定する。以降、2つの言語音が同一環境に現れる言語対を「準ミニマル・ペア」と呼ぶ。ここで「同一環境」とは、語のペアにおいて、少なくとも、問題となる言語音に隣接する音環境が全く同一である環境を指す。準ミニマル・ペアが存在する場合には、両者を別音素として立てる。反対に、2つの言語音の分布が重ならない（相補分布している）場合には、両者が同一音素である可能性を考察する。その際、相補分布した2つの言語音が音声的にも類似していれば「同一音素」とする。

なお、以下に提示するミニマル・ペアの一部の例は、アクセント型も互いに異なる可能性がある。ただし、それらも「準ミニマル・ペア」の資格は備えているため、2つの言語音の弁別性を主張する根拠になる。

## 2-1-1. 母音

### 2-1-1-1. 短母音

(1)(2)(3)のミニマル・ペア、および、(4)の準ミニマル・ペアが発見された。このため、5つの母音 [a], [i], [u], [e], [o] は弁別的であると考えられる。これらの音素を、それぞれ /a//i//u//e//o/ と表す。

(1) [a] vs. [i] vs. [u]

[mma] 「馬」, [mmi] 「梅」, [mmu] 「芋」

(2) [e] vs. [u]

wenteu 「ねずみ」, wunteu 「使用人」(琉球方言クラブ 1991)

(3) [e] vs. [i]

kabe 「壁」, kabi 「紙」

(4) [o] vs. [a] vs. [i] vs. [u] vs. [e] (準ミニマルペア, n\_#)

tjuno 「角」(琉球方言研究クラブ 1991), tsuna 「綱」(琉球方言研究クラブ 1991), nagani 「背中」, jane 「屋根」(琉球方言研究クラブ 1991), nunu 「布」(琉球方言研究クラブ 1991)

### 2-1-1-2. 長母音

(5)(6)(7)(8)(9)のミニマル・ペア、及び準ミニマル・ペアが存在することから、それぞれの母音において「短母音」と「長母音」は弁別的であると言える。ただし、長母音と短母音は音質が変わらないため、経済性の観点から、短母音と長母音に別音素を立てるのでは

なく、長母音音素を「短母音音素の連続」と解釈する。すなわち、[a] と [a:] の対立は、/a/ と /aa/ の対立として扱う<sup>2</sup>。

- (5) [i] vs. [i:]  
[ʔi: bi] 「指」, [ʔibi] 「えび」 (琉球方言研究クラブ 1991)
- (6) [u] vs. [u:] (準ミニマルペア, k\_b)  
[kuba] 「くば」, [ku:ba:] 「蜘蛛」
- (7) [a] vs. [a:] (準ミニマルペア, b\_#)  
[kuba] 「くば」, [ku:ba:] 「蜘蛛」
- (8) [e] vs. [e:] (準ミニマルペア, g\_#)  
[juge] 「ゆげ」 (琉球方言研究クラブ 1991), [utuge:] 「顎」
- (9) [o] vs. [o:] (準ミニマルペア, m\_#)  
[himo] 「ひも」 (琉球方言研究クラブ 1991), [umimo:] 「藻」

## 2-1-2. 半母音

半母音には [j] と [w] の2つがある。(10) のミニマルペアが存在するため、2つの半母音 [j] と [w] は弁別的である。これらの音素を、それぞれ /j/, /w/ とする。

- (10) [j] vs. [w]  
[ʔja:] 「お前」 vs. [ʔwa:] 「豚」  
[ju:] 「湯」 vs. [wu:] 「芭蕉」 (琉球方言研究クラブ 1991)

## 2-1-3. 子音

### 2-1-3-1. 子音音素

データが不足しており、完全に音素を確定するに至っていないが、子音音素として、/p/[p], /b/[b], /t/[t], /d/[d], /n/[n], /k/[k], /g/[g], /ʔ/[ʔ], /m/[m], /M/[m<sup>2</sup>], /N/[m~n~ŋ~N], /r/[r], /s/[s~ɕ], /z/[z], /c/[tɕ], /ts/[ts], /h/[h~ç~f] が認められると考えている。以下は、現時点で得られたミニマル・ペアである。

- (11) [tɕ] vs. [n] vs. [m]  
[tɕi:] 「血」, [ni:] 「根」, [mi:] 「実」
- (12) [m] vs. [k] vs. [t] vs. [h]  
[me:] 「目」, [ke:] 「毛」, [te:] 「手」, [he:] 「尻」

<sup>2</sup> 音韻的に、長母音が短母音の2つ分であることは、今後アクセントの調査等によって裏付ける必要がある。

- (13) [k] vs. [w] vs. [m]  
 [kata] 「肩」, [wata] 「腹」, [mata] 「股」
- (14) [s] vs. [f]  
 [sumi] 「脛」, [funi] 「骨」
- (15) [m] vs. [d] vs. [t]  
 [maki] 「旋毛」, [daki] 「竹」, [taki] 「背丈」
- (16) [b] vs. [tɕ] vs. [ɕ] vs. [m]  
 [kubi] 「首」, [kutɕi] 「口」, [kuei] 「腰」, [kumi] 「米」
- (17) [t] vs. [j] vs. [ɕ]  
 [kata] 「肩」, [kara] 「靱」, [kaja] 「萱」
- (18) [n] vs. [k] vs. [w]  
 [nara] 「涙」, [kara] 「靱」, [wara] 「藁」
- (19) [ç] vs. [k]  
 [çidzi] 「肘」 [kidzi] 「傷」
- (20) [g] vs. [dz]  
 [çigi] 「髭」, [çidzi] 「肘」
- (21) [ɕ] vs. [g]  
 [muei] 「虫」, [mugi] 「麦」
- (22) [g] vs. [s]  
 [gani] 「カニ」, [sani] 「種」

### 2-1-3-2. /N/ の条件異音

単独でモーラを担う鼻音を音素/N/として立てる。/N/は、後続する子音に調音点が同化する。後続する子音が両唇音 (p, b, m) の時は[m], 後続する子音が歯茎音 (n, s, z, t, d, c) の時は[n], 後続する子音が軟口蓋音 (g, k) の時は[ŋ], 語末では[N]で現れる。これらの鼻音 ([m, n, ŋ, N]) はしたがって相補分布しており、同一の音素に属する条件異音であるとみなすことができる。条件異音の生起は(23)の音韻規則の形で表現することができる。

- (23)        /N/ → [m] / \_{p, b, m}  
               [n] / \_{n, s, z, t, d, c}  
               [ŋ] / \_{g, k}  
               [N] / \_#

2-1-3-3. /h/ の条件異音

[h] は分布に偏りがあり、\_a, \_e, \_o の環境で現れる。類似の言語音[ç]は\_iで現れ、[φ]は\_uで現れる。このため、これらの摩擦音（[h, ç, φ]）は相補分布しており、同一の音素に属する条件異音であるとみなすことができる。音素を/h/とし、以下の音韻規則を設定する。

$$(24) \quad /h/ \rightarrow [h] /_{\{a, e, o\}} \\ [ç] /_{\{i\}} \\ [φ] /_{\{u\}}$$

2-1-3-4. /s/ の条件異音

[s] は分布に偏りがあり、[i]の前では現れない(\*\_i)。一方、類似の言語音[ç]は\_iで現れる。このため、これらの摩擦音（[s, ç]）は相補分布しており、同一の音素に属する条件異音であるとみなすことができる。音素を/s/とし、以下の音韻規則を設定する。

$$(25) \quad /s/ \rightarrow [s] /_{\{a, u, e, o\}} \\ [ç] /_{\{i\}}$$

## 2-2. 音節構造

阿嘉方言の特徴は、母音の他に、鼻子音が音節主音（核）になることである。阿嘉方言の音節構造は(26)のように表すことが出来る。C<sub>1</sub>の位置にはすべての子音音素が、C<sub>2</sub>の位置には、半母音音素（j, w）が入る。C<sub>3</sub>の位置には/N/が入り、C<sub>4</sub>の位置には、/N/または次の音節のC<sub>1</sub>と同じ子音音素が入る。

$$(26) (C_1) (C_2) \{V_1/C_3\} (V_2) (C_4)$$

2-2-1. 頭子音の構造

頭子音（onset）の位置で許される子音連結の組み合わせは、(27)の通りである。C<sub>1</sub>を声門閉鎖音 /ʔ/ が埋めるときには、C<sub>2</sub>を半母音 /j/ または /w/ が埋める<sup>3</sup>。C<sub>2</sub>を /j/ が埋める時には、C<sub>1</sub>を /k/, /s/, /z/, /n/, /h/ が埋める。C<sub>2</sub>を/w/ が埋める時には、C<sub>1</sub>を /k/ が埋める<sup>4</sup>。

(27) 子音連結

C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>
ʔ	半母音 (j, w)
k, s, z, n, h	j
k	w

<sup>3</sup> 琉球方言クラブ編（1990）収録の語彙データには、他に声門閉鎖音と鼻音の連続も確認される（[ʔm̄mi:]「姉」など）。筆者はまだ確認していないが、今後確認する必要がある。

<sup>4</sup> 琉球方言クラブ編（1990）収録の語彙データには、C<sub>1</sub>を[h]が埋める例も確認される（[gahwara]「ふけ」）。筆者はまだ確認していないが、今後確認する必要がある。

/ʔ/ が語頭に現れる語と、/kw/の連続を持つ語を以下に挙げる。

(28) /ʔ/が語頭に現れる語

/ʔwaa/ 「豚」

/ʔjaa/ 「お前」

(29) /kw/の連続

/kwee/ 「声」

### 2-2-2. 音節核の構造

音節核は母音音素または鼻子音音素が担う。核となる母音には (a) 短母音、(b) 長母音 (短母音の連続として捉える)、(c) 二重母音がある。このうち、(c) 二重母音には、前半部と後半部の組み合わせに制限がある。現時点で見つかっている、可能な組み合わせは(30)の通りである。

(30) 二重母音

/ai/ /ai/ 「蟻」、/jurai/ 「涎」、/siibai/ 「尿」、/nai/ 「苗」など

/ui/ /keui/ 「胡瓜」、/mingui/ 「きくらげ」、/kusui/ 「薬」など

母音の他に鼻子音が音節核を担う。(31) の語は全て語頭の鼻子音が核となり、単独で音節を形成している。

(31) 鼻子音が核を担う例

/Nnii/ 「胸」「稻」

/Nna/ 「貝」

/Nnagi/ 「うなぎ」

/Nma/ 「馬」

/Nmi/ 「梅」

/Nmu/ 「芋」

### 2-2-3. 尾子音の構造

尾子音の位置には、(a) /N/または、(b) 次の音節の頭子音と同じ阻害音である。現時点で見つかっている、(b) 次の音節の頭子音と同じ阻害音として尾子音を埋めることが出来るのは、(32) の子音である。

(32) p, k, t

### 【引用文献】

琉球方言研究クラブ編 (1990) 『阿嘉方言の音韻体系』 琉球方言研究クラブ.

座間味村史編纂委員会 (1989) 『座間味村史』 座間味村村役場.